

令和7年1月2日以降に転入された世帯員がいる世帯等の皆さまへ

令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯 支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和7年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

令和7年1月2日以降に釧路市へ転入された世帯員がいる世帯につきましては、当市で世帯の課税状況を確認することができません。

下記給付金対象世帯に該当する場合で、令和7年1月1日現在釧路市外に居住されていた方は、令和7年1月1日現在に住所地であった市区町村で世帯全員分の住民税の令和7年度の「課税（非課税）証明書※」（写し可）を取得の上、申請書と併せて郵送してください。※取得費用は自己負担となります。

【給付対象世帯】

令和7年6月2日現在（基準日）において、釧路市の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和7年度の住民税が「世帯全員均等割のみ課税」、または「均等割のみ課税の方」と「均等割非課税の方」で構成される世帯。

給付金の支給額

1世帯あたり **15,000円**

給付金の申請期限

令和7年10月31日（金）

（※当日消印有効）

給付金の支給手続き

- 申請書を記載し必要書類を同封の上、郵送してください。
- 申請書が届き次第順次審査を行い、審査終了後に支給します。

【注意事項】

- ・支給は原則、世帯主名義の口座へ振り込みます。
- ・給付金の支給は、釧路市に申請書が届いてから、概ね3～4週間を予定しておりますが、添付書類等に不備があった場合、審査に多大な時間を要します。
- ・口座をお持ちでない方は窓口支給となりますが、口座振込より支給が遅れます。



お問い合わせ

釧路市給付金コールセンター



0570-066-150

受付時間 平日8:50～17:20

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所給付金係